

利根町環境基本計画策定の 基本的事項

(利根町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)及び
利根町地域気候変動適応計画含む)

1. はじめに
2. 環境基本計画の策定方針
3. 計画策定の進め方



利根川桜づつみ



1. はじめに

(1) 環境基本計画とは

◆ 環境基本法第15条に規定

- 環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画のこと
- 環境基本計画は、政府が一体となって進める施策とともに、地方公共団体、国民をはじめ、多様な主体に期待する役割を示したもの

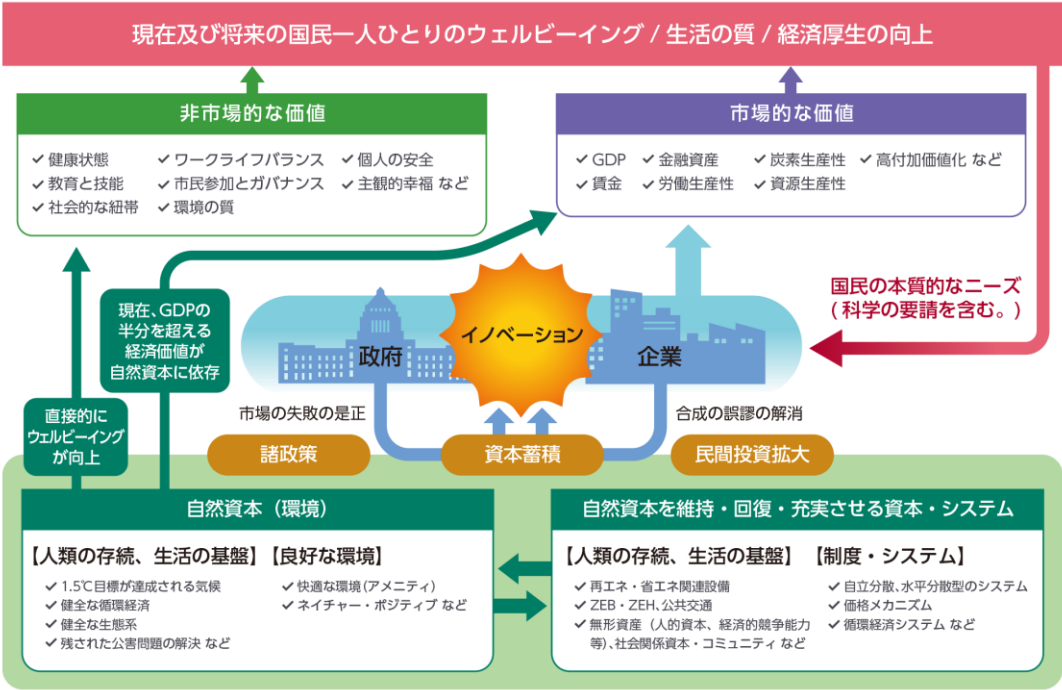
環境を取り巻く課題

大気汚染	水質汚濁	野生動植物の生息状況・生息地の変化
騒音・振動	オゾン層の破壊	ごみ処理・リサイクル
土壌汚染	地球温暖化	環境ホルモン・ダイオキシン類
悪臭・地盤沈下	森林破壊	放射能による環境汚染(原発事故由来) …etc.

持続可能な社会の構築を目指すための環境施策

◆ 第六次環境基本計画

国は、2024(令和6)年5月に「第六次環境基本計画」を閣議決定しました。人類の活動は地球の環境収容力を超えつつあり、その結果、私たちは気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの世界的危機に直面しています。環境保全と、それを通じた「現在及び将来の国民1人1人の『ウェルビーイング※1／高い生活の質』」を実現するため、ネット・ゼロ※2、循環経済(サーキュラーエコノミー※3)、ネイチャーポジティブ※4等の施策を統合的に実施することで、相乗効果による構造的な課題解決を図るという方向性を打ち出している。



※1 身体的・精神的・社会的に良好な状態であること
※2 温室効果ガスの排出量から吸収量を差し引き「正味ゼロ」にすること
※3 持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する経済社会システム
※4 日本語で「自然再興」といい、自然生態系の損失を食い止め、回復させること

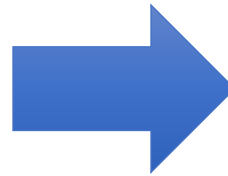
自然資本を軸としたウェルビーイングをもたらす
「新たな成長」のメカニズム

(2)地球温暖化対策実行計画(区域施策編)とは

地球温暖化対策計画にしたがって、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出量削減等を推進するための総合的な計画であって、計画期間に達成すべき目標を設定し、その目標を達成するために実施する措置の内容を定めるとともに、温室効果ガスの排出量削減等を行うための施策に関する事項として、再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、緑化推進、廃棄物等の発生抑制等循環型社会の形成等について定めるもの。

地球温暖化対策推進法 第21条第4項

地域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項を定める計画(地方公共団体実行計画(区域施策編))を策定するよう努めることが求められている。令和3年5月26日に改正地球温暖化対策推進法が成立し、「2050年まで脱炭素社会の実現」を基本理念として、2050年までに温暖化ガス排出量を実質ゼロにする政府目標の法的な裏付けとなる。再生可能エネルギーの導入拡大へ事業者が行政手続きを簡略化できる「促進区域」の仕組みも盛り込まれている。



地球温暖化対策計画 (令和3年10月22日閣議決定)

地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画。**2021年4月に、2030年度において、温室効果ガス46%削減(2013年度比)を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けること**を表明。改定された地球温暖化対策計画は、この新たな削減目標も踏まえて策定したもので、二酸化炭素以外も含む温室効果ガスの全てを網羅し、新たな2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載して新目標実現への道筋を描いている。

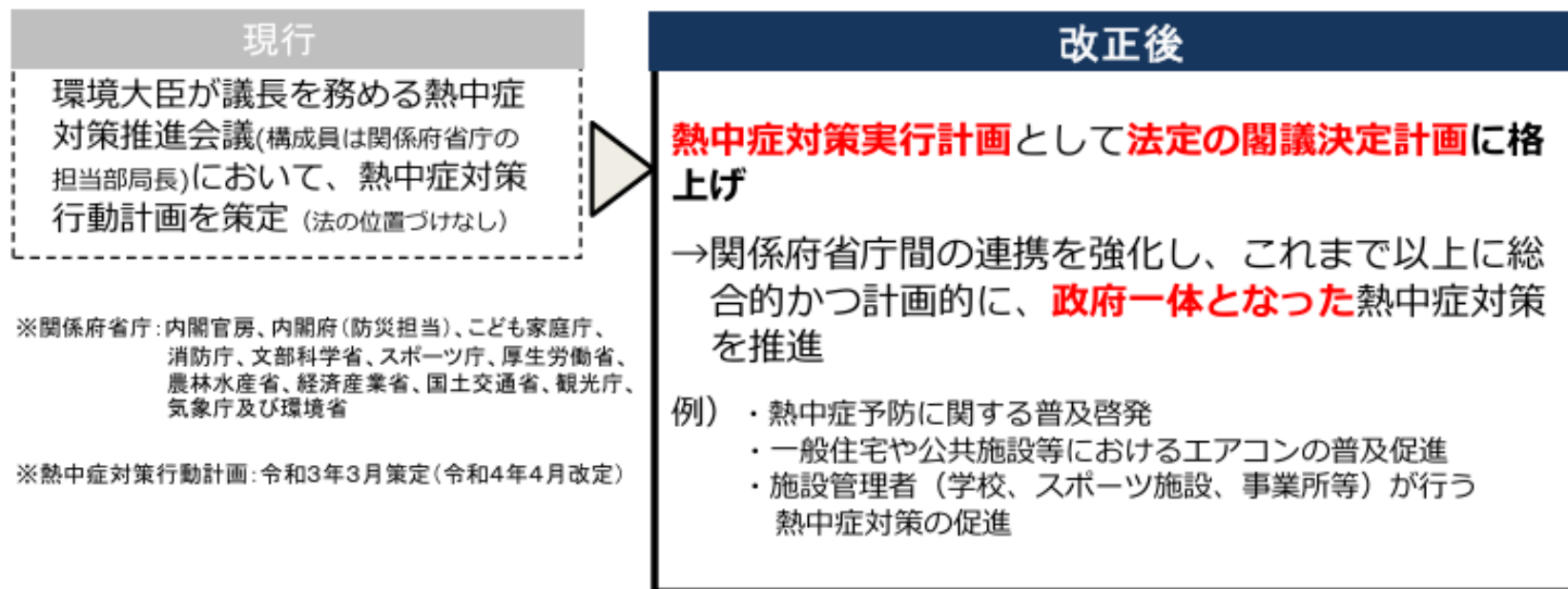
(3)地域気候変動適応計画とは

地域での適応の強化として都道府県や市町村等が主体となって、その区域における自然的、経済的、社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するための計画を指す。【適応法第12条】

気候変動適応法

2018(平成30)年に「気候変動適応法」が成立し、同年12月1日に施行された。この中で気候変動適応の法的位置づけを明確にし、国・地方公共団体・事業者・国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みが整備された。

また、気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため、令和5年4月に気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律(令和5年法律第23号)が可決・成立された。



(4)その他の環境を取り巻く社会情勢の大きな変化

◆ 持続可能な開発目標(SDGs) 2015年9月

国連総会で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択

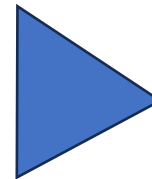


◆ 昆明・モントリオール生物多様性枠組 2022年12月

生物多様性に関する世界目標のひとつであり、前身の愛知目標を引き継ぎ、2050年ビジョンには「自然と共生する世界」を掲げている

2030年ミッション

自然を回復軌道に乗せるために
生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる



2050年ビジョン

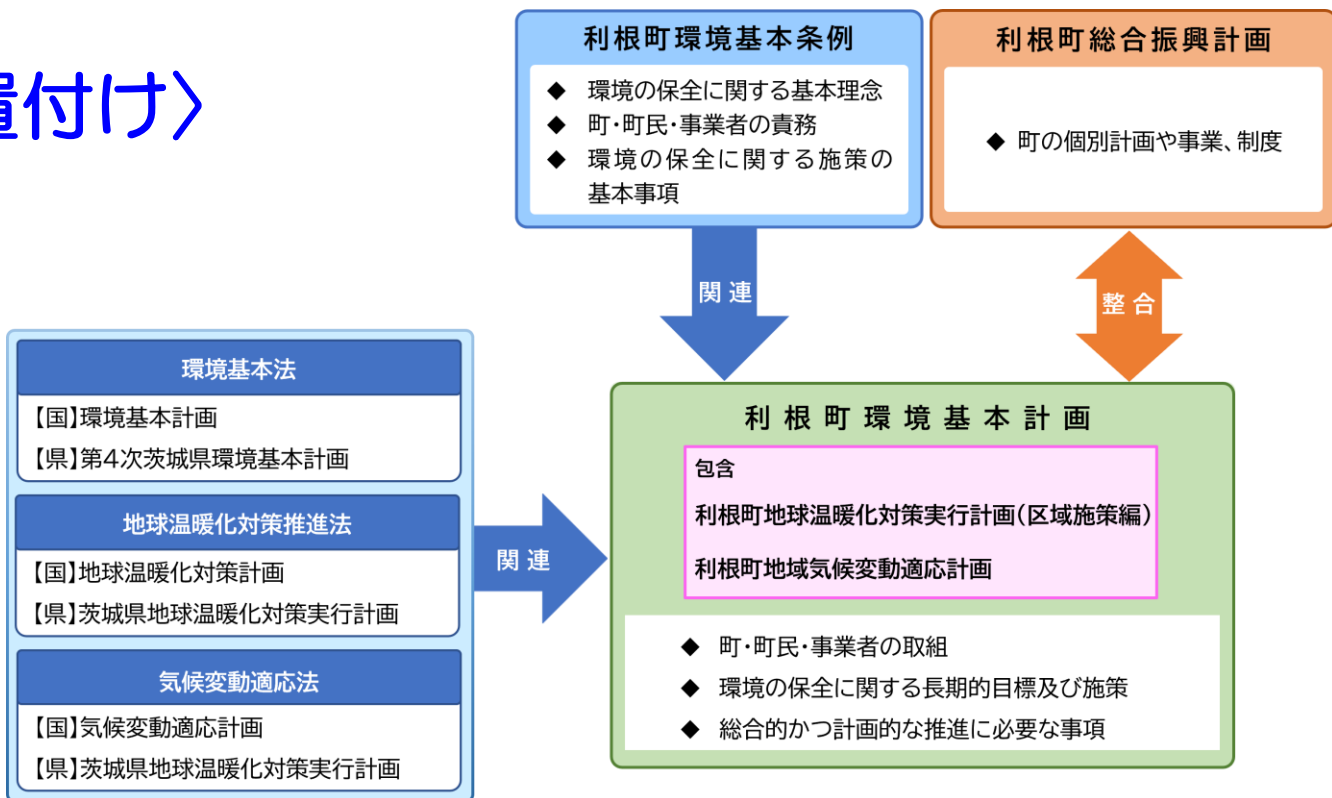
自然と共生する世界

2. 環境基本計画（地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び地域気候変動適応計画含む）の策定方針

〈計画策定の目的〉

利根町環境基本条例第3条の基本理念の実現に向け、環境保全等に関する施策を町民、事業者および町がそれぞれの責務を認識し、自主的かつ積極的に取り組み、現在及び将来の町民の健康や文化的な生活の確保に寄与するとともに、福祉の向上に貢献することを総合的かつ計画的に推進するために策定するもの

〈計画の位置付け〉



～利根町環境基本条例(令和5年9月19日施行)～

◆ 町の環境保全についての基本理念

◆ 町・町民・事業者の責務

◆ 環境基本計画の策定

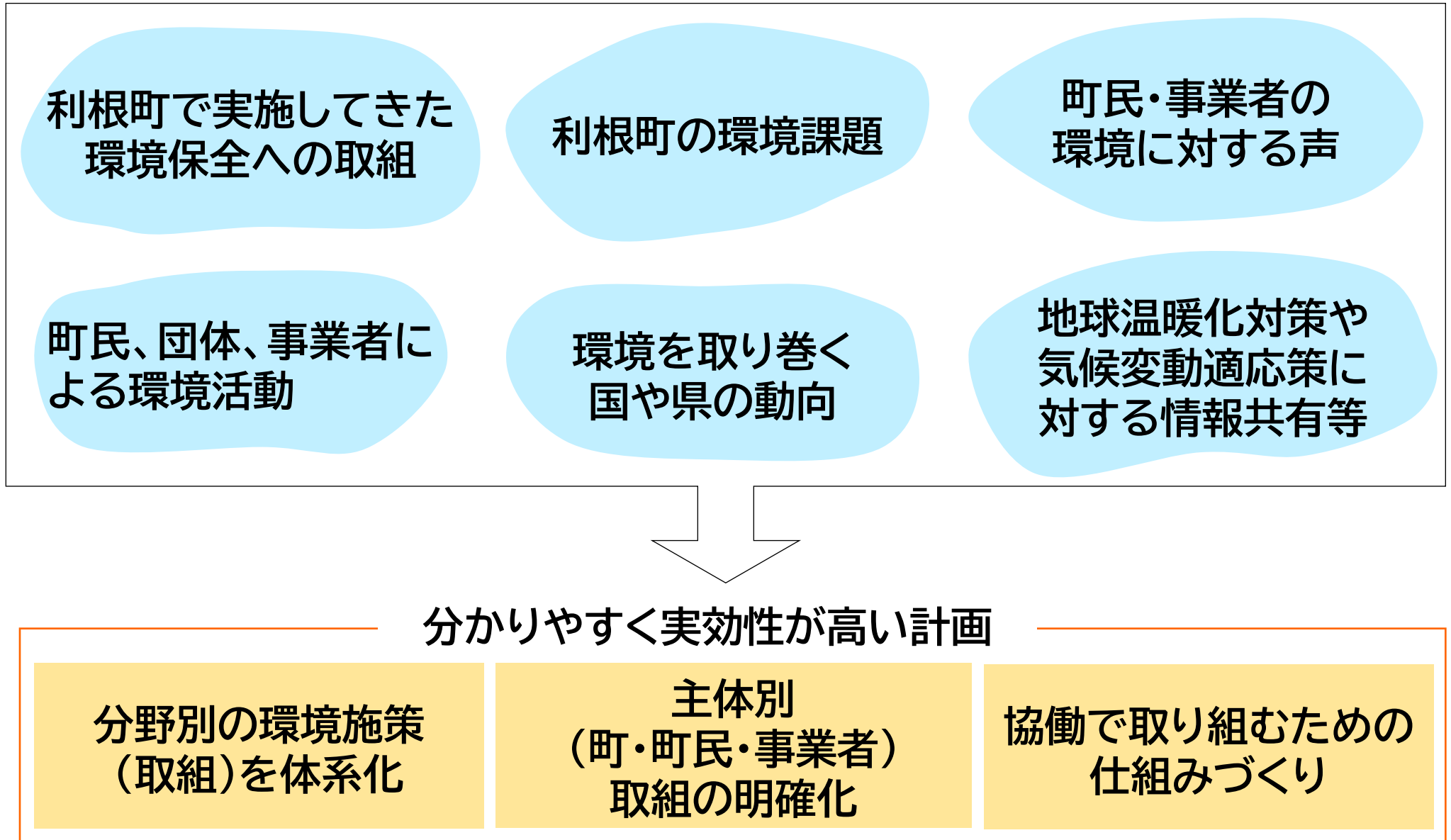
◆ 情報の収集及び調査の実施、環境教育等の推進

◆ 町・町民・事業者の協働、情報の提供 他

- 環境の保全・創造に関する長期的かつ総合的な施策の目標
- 環境の保全・創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 策定委員会の設置
- 学生(小学5年生及び中学2年生)・町民・事業者への環境意識調査の実施
- 利根町環境審議会の意見を聴く
- 計画(案)についてパブリックコメントの実施
- 環境基本計画の公表

意見を反映

～ 町・町民・事業者一人ひとりが環境保全や地球温暖化・気候変動適応の推進を行うための計画 ～



〈対象とする地域〉

本計画が対象とする地域は、利根町全域とする。ただし、河川などのように流域として捉える必要がある場合や、大気汚染のように公益的な対応が必要なものなどについては、国や茨城県、他の地方自治体等と協力しながら課題の解決に取り組むものとする。

〈対象とする環境〉

自然環境	生活・ 快適環境	地球温暖化・ 脱炭素	気候変動	環境教育
生物多様性(動植物等) 水辺(河川・湖沼等) 農地	大気環境 (大気、騒音・振動、悪臭) 水環境 (河川・湖沼、上下水道等) 土壌環境(土壌汚染) 公園・緑地 文化財	地球温暖化の防止 オゾン層(酸性雨) 資源及びエネルギー 廃棄物の減量 リサイクルの推進	気候変動適応策	環境教育・環境学習 環境保全活動

〈計画の期間〉

令和8年度から令和17年度までの10年間とし、概ね5年を経過した時点で、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行う。

3. 計画策定の進め方

(1) 環境の現況整理

既存資料や現地調査、関係各課へのヒアリング、**町民アンケート**により
町の環境の現況などを把握・整理し、環境課題を抽出

- 
- 総合振興計画
 - 事務事業データ
 - 町の統計
 - その他の計画
 - 現況調査
 - 環境活動団体等からの情報収集
- …etc.

- 
- 対象
 - 市民(小学5年生・中学2年生の保護者含む)
 - 学生(小学5年生・中学2年生)
 - 事業者
 - 内容
 - ①環境の課題と対策
 - ②地球温暖化、気候変動、
生物多様性への関心

など

①-1 現況調査

令和6年度は、調査を主として実施します。

■ 生物多様性に関する調査

現地踏査や文献などから、動植物及び水生生物調査を実施し、取りまとめる。

令和6年12月12日に水生生物調査を3箇所を実施。

(令和7年度にも引き続き現地踏査を実施予定)

水生生物調査の様子(新利根川)



①-2 現況調査

■ 道路大気環境調査

令和6年12月5日から11日までの7日間、利根町役場へ移動大気測定車を設置し、測定機器を1週間連続で稼働し、二酸化窒素、一酸化窒素などを測定。その結果を近郊(取手市役所、印西高花)の環境大気測定局と比較し、評価する。

道路大気環境調査の様子
(利根町役場)



測定機器



利根町役場を中心に取手市役所
及び印西高花のデータと比較



②-1環境意識調査(アンケート)

1. 調査の目的

本調査は、「利根町環境基本計画」を策定するにあたって、住民の皆様への計画策定に関する意識やご意見・ご要望等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として実施。



2. 調査方法

調査 対象者	町民 (学生保護者含む)		学生 (小学5年生、中学2年生)		事業者
	2,000名		171名		100社
	内訳		内訳		
	無作為抽出 1,829名	学生保護者 171名	小学5年生 72名	中学2年生 99名	
配布方法	郵送	学校配布	学校配布		郵送配布
回収方法	郵送又はWEB	学校又はWEB	学校又はWEB		郵送又はWEB
調査期間	令和6年11月22日から12月2日まで				令和6年12月20日から 12月31日
回収数 (回収率)	449件(25%)	54件(32%)	64件(89%)	83件(84%)	32件(32%)
	503件(25%)		147件(86%)		

3. アンケート調査項目

市民(17問)

利根町の環境について	4問	環境活動について	1問	地球温暖化対策について	5問
地球温暖化に伴う影響(気候変動)について	5問	利根町の生物多様性について	2問		

学生(7問)

環境について	1問	利根町の環境について	2問	環境活動について	1問
地球温暖化対策について	2問	地球温暖化に伴う影響(気候変動)について	1問		

事業者(5問)

環境保全について	2問	エネルギーの有効活用	1問	利根町の環境について	1問
地球温暖化に伴う影響(気候変動)について	1問				

③-1 現状の温室効果ガス排出量の算定・分析・考察

利根町における現状の温室効果ガスの排出量について、国、県、その他資料に基づき総量を推計し、利根町における部門・分野別の構成比や推移等の特性について分析し、課題を抽出し、削減目標を設定する。

■ 対象となる部門・分野

産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物分野(一般廃棄物)

CO₂排出量の傾向把握

排出要因分析に活用可能な按分法による現況推計の分析データ
(環境省 自治体排出量カルテ)

CO₂排出量の目標設定など

■ 将来推計

■ 温室効果ガス削減目標の設定

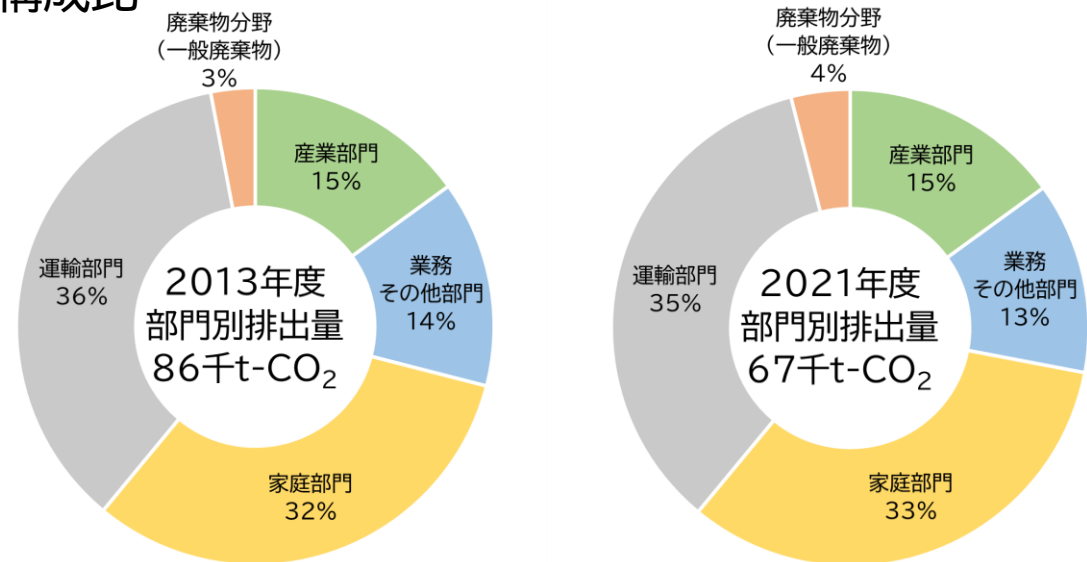
2013年度を基準とし、中期目標(2030年)及び長期目標(2050年)を部門別に定める。

■ 再生可能エネルギーの導入目標の設置

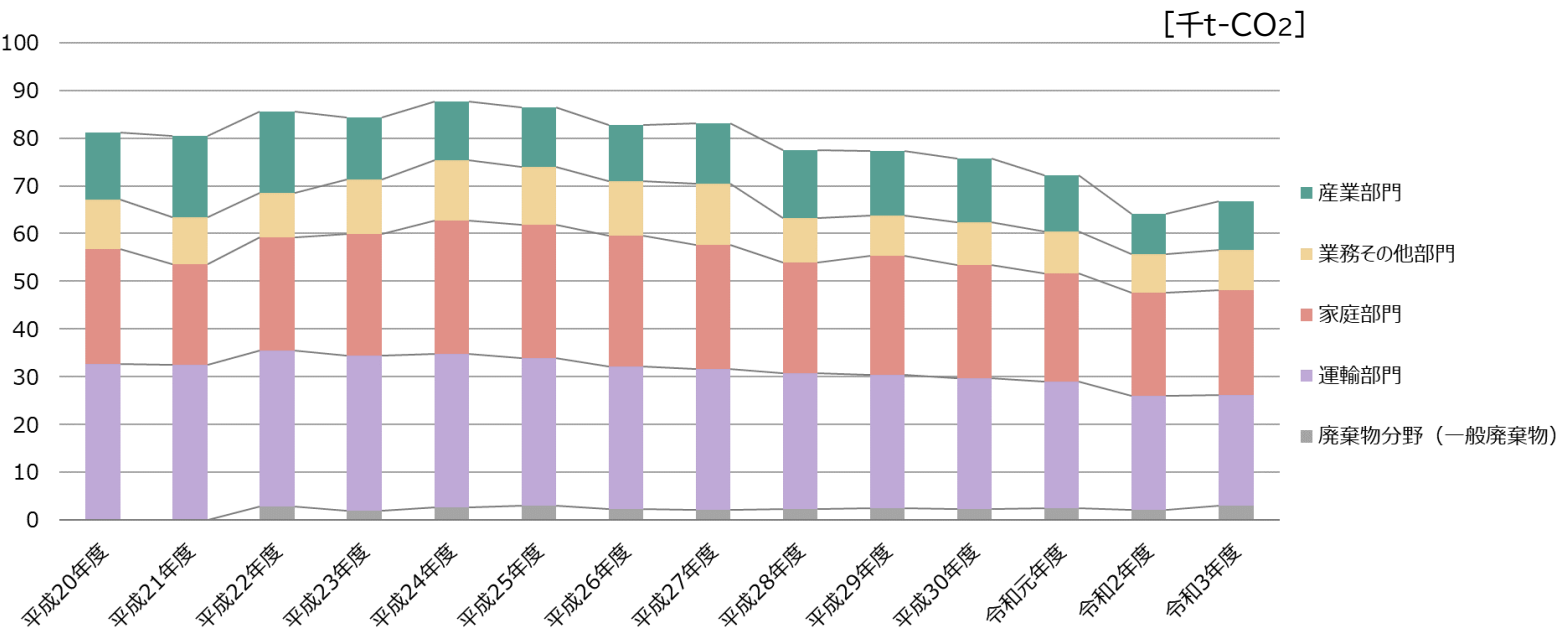
利根町の再生可能エネルギーポテンシャルを評価し、将来の技術革新を見据えた再生可能エネルギーの導入目標を設定する。

■ 利根町の部門・分野別排出量(標準的手法)

1)排出量の部門・分野別構成比

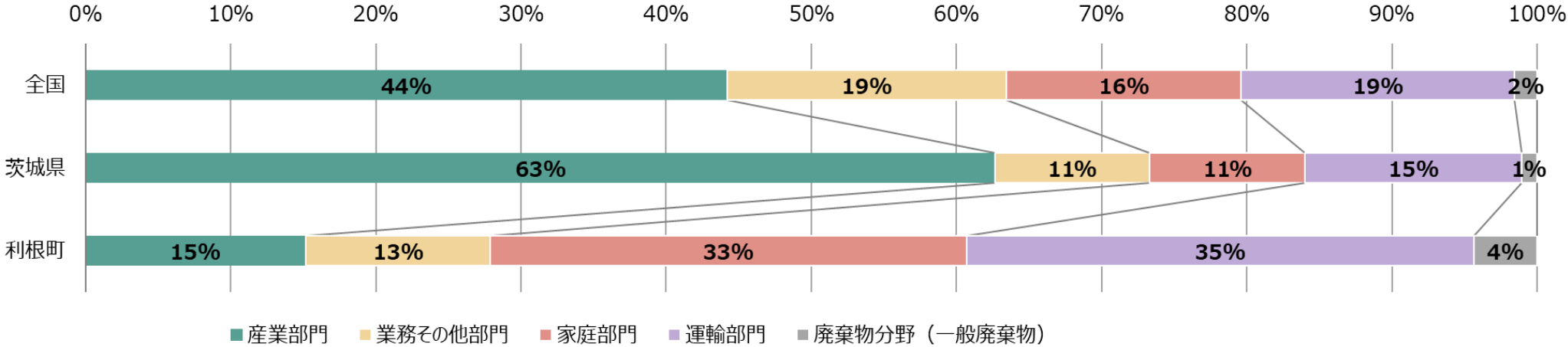


2)部門・分野別の温室効果ガス(CO₂)排出量の経年変化



3)部門・分野別構成比の比較(都道府県平均及び全国平均)

(令和3年度)



区域のCO₂排出量は、環境省「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル」の標準的手法に基づき、統計資料の按分により地方公共団体別部門・分野別CO₂排出量を推計した値です。なお、一般廃棄物のCO₂排出量は、環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」の焼却処理量から推計しています。

各地方公共団体の過年度のデータは、地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト「部門別CO₂排出量の現況推計(部門別データ)」

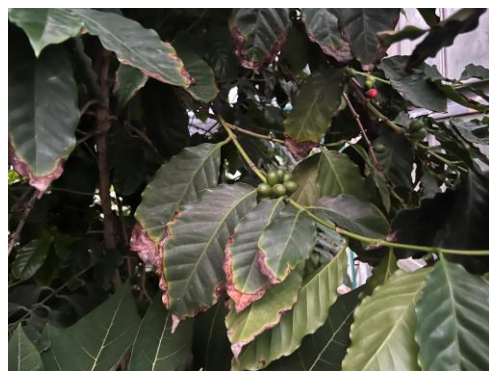
(https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/tools/suikei2.html)を御参照ください。

本カルテに掲載している推計年度は、地方公共団体実行計画(区域施策編)で地域の温室効果ガス排出量の目標を策定する際に基準年度や現状年度として選択できます。令和3年度(2021年度)は最新の現況推計年度です。各部門・分野別CO₂排出量構成比を分析することで施策の検討に役立てることができます。

④-1 気候変動適応計画に関する調査

町内における気候変動の現状を把握するため、町内各所及び役場の各課にヒアリングを行い、計画を策定するための基礎調査を実施。

令和6年10月29日に町内各所において、ヒアリング調査を実施。

もみ殻の暗渠覆土利用 (利根町横須賀 産業道路 南側水田)	二毛作(再生二期作) (利根町中田切 集合住宅 地北側)	柑橘類の栽培 (利根町中田切 県道4号 沿い)	利根町産の米を使用した 地酒(酒のたかつや)
			
米粉煎餅(野田米菓)	スーパーマーケット (ランドローム)	コーヒー園(とむとむ)	
			

(4)各計画共通

基礎調査等を整理し、事務局でまとめ、策定委員会で検討

(5)環境将来像、基本目標及び環境施策の検討

- ・環境将来像、基本目標及び環境施策の検討

(6)重点的な取組(リーディングプロジェクト)の設定

- ・利根町環境基本計画(地球温暖化対策実行計画(区域施策編)及び地域気候変動適応計画)を推進するために、最も重要で、優先的に進めるべき取組の設定

(7)環境指標、数値目標の検討

- ・取組の成果を数値で評価するための環境指標と目標値を設定

(8) 進行管理計画の策定

- ・環境基本計画や地球温暖化対策実行計画(区域施策編)及び地域気候変動適応計画を推進していくために、関係団体との連携、進行管理体制、目標達成の評価方法について検討

(9) 環境基本計画(地球温暖化対策実行計画(区域施策編)及び地域気候変動適応計画)の作成・公表

- ・環境基本計画(地球温暖化対策実行計画(区域施策編)及び地域気候変動適応計画)(素案)の完成
- ・環境審議会で検討した上で答申
- ・パブリックコメントの実施

